

佐賀県特別栽培農産物表示マークの規格



①基本サイズ(大) 【縦60mm×横140mm】



②基本サイズ(中) 【縦30mm×横70mm】



③基本サイズ(小) 【縦15mm×横35mm】



1. 表示マーク作成上の注意

- (1) 表示マークを作成する場合、大きさは自由とするが、基本サイズの(小)より小さいものは作成してはならない。
- (2) マークの形、縦・横の比率、デザイン、色は変更できない。
- (3) 記載事項は省略してはならない。
- (4) 登録を受けた者は表示マークの作製数、使用数を記録し保管すること。
- (5) 表示マークの作成は、登録数を限度とし、登録取消などに備え、一度に大量に作成しないようにすること。

2. 表示マークをシール及び包装資材等へ印刷する場合の注意事項

- (1) 登録取消等での印刷した包装容器等が使用できない場合が生じたときに、その後の出荷・販売に支障がないように予備容器の準備等の対策を事前に講じておく。
- (2) 病害虫の発生等により登録の取り下げがある場合等のリスクを十分承知し、分割して作成するなどの対応を図る。
- (3) 結束テープへの印刷、ハンコ等による押印及びコピーやパソコンによる自己製作は、客観的な数量管理ができないので原則として認めない。

別記 2

培農産物表示マークの種類

分類：A 化学合成農薬と化学肥料を使用しない農産物



分類：B 化学合成農薬を使用せず化学肥料を慣行の5割以上低減した農産物



分類：C 化学合成農薬を慣行の5割以上低減し化学肥料を使用しない農産物



分類：D 化学合成農薬と化学肥料を慣行の5割以上低減した農産物

